

# 農作物(水稲)共済のご加入にあたって

## ＜重要事項説明書＞

この説明書は、農作物(水稲)共済への加入にあたり、皆さまにあらかじめ承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で分りにくい点は、お近くの農業共済組合(以下「NOSAI」と言います。))にお問い合わせ願います。なお、この説明書は「金融商品の販売等に関する法律」が平成13年4月1日より、「個人情報保護法」が平成17年4月1日より施行されたことに伴い重要事項を説明するものです。

### ■ご加入についての事項

#### ●加入申込みと共済関係の成立

- (1) 農作物共済は、水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上の方が加入できます。ただし、他の共済事業に加入がある場合は、10アール未満であっても加入できます。また、農業経営収入保険加入者の方は加入できません。
- (2) 加入については年産ごとに、栽培する水稲の全てを加入していただく必要があります。
- (3) 加入方式は、全相殺方式、半相殺方式、品質方式、地域インデックス方式のいずれかを選択できます。ただし、全相殺方式、品質方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。また、以下の特約を付加することができます。

①一律半損特約

②自動継続特約

- (4) 加入される方は、別途定めています水稲共済加入申込書または変更届出書(以下「加入申込書」と言います。)に必要事項を記入、署名または、押印して加入申込期間にNOSAIに申込み、NOSAIがその申込みを受諾した時に共済関係が成立します。

なお、加入申込書には、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる時には、共済関係の解除や共済金の支払いができなくなる場合がありますので、特にご留意願います。

- (5) 加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いた時には、速やかにNOSAIまでご連絡ください。
- (6) 以下の事項に当てはまる場合は、その耕地を「引受不適耕地」として、加入対象から除外させていただきます。
  - ① 共済事故の発生することが相当の確実を有して見通されること。
  - ② 基準収穫量は基準生産金額の適正な決定が困難であること。
  - ③ 損害額の適正な算定が困難であること。
  - ④ 穀物の収穫を目的としないこと。(例:青刈り、WCS稲)
  - ⑤ 通常の肥田管理が行われず、又は行われないそれぞれがあること。

### ■共済関係の解除

- (1) 告知義務違反による解除  
組合員が申込書等により告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をされたとき。
- (2) 共済掛金不払いの場合による解除  
組合員が正当な理由がないにも関わらず共済金の払込みを遅延したとき。
- (3) 重大事由による解除  
組合員が共済金の給付について、詐欺を行い、又は行おうとしたとき、若しくは故意に損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。

### ■基準収穫量

天候や肥田管理などが普通のものとして期待される収量で、全相殺方式は組合員の過去5ヶ年の施設計量結果等や税務申告書等をもとに、半相殺方式は地方等級等をもとに、地域インデックス方式は市町村別に公表される統計単収をもとに、品質方式は組合員の過去5ヶ年の出荷実績や税務申告書等をもとに価格を指数化した「品質指数」を加味し、10アール当たり基準収穫量(以下「基準単収」と言います。)を算定します。

### ■共済金額

共済責任期間に補償される最高限度額です。この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。

共済金額の算定は、次により行い、補償(付保)割合は組合員ごとで選択できます。

- (1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式  
共済金額=引受収量×農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額  
引受収量=基準収穫量×補償割合
- (2) 品質方式  
共済金額=産地別銘柄ごと基準生産金額の合計×付保割合

### ■キログラム当たり共済金額の選択

キログラム当たり共済金額は、農林水産大臣が定めた金額のうち1つを選択できます。

### ■共済責任の開始及び共済責任期間

共済金の支払対象となる事故が発生し、一定の事故があったとき、NOSAIが組合員に共済金を支払う責任が発生し得る期間を言います。発芽期(移植期)から収穫に至るまでの期間です。(ただし、その他地域の通常の時期が原則です。)

### ■共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故(以下「共済事故」と言います。))は、次のとおりとなっています。

- ①風水害 ②干害 ③ひょう害 ④冷害 ⑤冷霜害 ⑥風冬害 ⑦寒害 ⑧雪害 ⑨雨害  
⑩冷害 ⑪土壌湿潤害 ⑫地震の害 ⑬雷害 ⑭噴火の害 ⑮地すべりの害  
⑯その他の気象上の原因による災害 ⑰火災 ⑱病害 ⑲虫害 ⑳鳥害 ㉑獣害

### ■支払責任のない損害

共済事故によって生じた損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできませんのでご留意願います。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 組合員又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- (3) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害(その親族が、組合員に共済金を取得する目的がなかった場合を除く)

### ■共済金の支払いについての事項

#### ●共済金

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

- ・全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式  
共済金=キログラム当たり共済金額×共済減収量  
共済減収量=共済事故が発生したことによる減収量のうち、基準収穫量に支払開始損害割合を乗じた数量を超えた数量(kg)

#### ●減収量とは

全相殺方式:農家ごとの減収量  
半相殺方式:耕地ごとの減収量の合計  
地域インデックス方式:(基準単収-当該年度の統計単収)×面積

#### ●品質方式

共済金=(共済限度額-生産金額)×(共済金額+共済限度額)  
共済限度額=基準生産金額×共済限度額割合  
ただし、農家ごとに、災害による減収又は品質の低下を加味した実収量が、基準収穫量を下回り、かつ生産金額が共済限度額に達しない場合。

### ■損害評価

損害評価は、組合員からの損害通知を受けて、農林水産大臣が定める農作物共済損害認定準則及び農作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごと組合員ごとに現地調査を行います。

### ■共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部又は全部をお支払いできないことがあります。

- (1) 組合員が通常すべき管理その他損害防止を怠ったとき
- (2) 組合員が損害防止の指示に従わなかったとき
- (3) 組合員が次に掲げる通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をされたとき
  - ① 共済目的の異動通知
  - ② 事故発生通知
  - ③ 損害通知
- (4) 組合員が、植物防疫法の規定に違反した場合
- (5) 農業保険法の規定により栽培方法に於する区分が定められた農作物につき、その栽培方法を当該区分に係る農作物に適用される栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損害

### ■加入者の義務についての事項

#### ●損害発生通知

組合員は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けらるべき損害があると認めるときには、遅滞なくNOSAIへ通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われないために減収量の算出ができず、お支払いできないことがあります。

#### ●損害防止の義務

組合員は、共済目的(水稲)について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥田管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分別評価を行い、減収量から差し引くことがあります。また、損害防止の必要な箇所について、NOSAIからお願いすることがありますのでご留意願います。

### ■個人情報の取扱いについての事項

(1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」と言います。))については、NOSAIが引受の判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実にするために利用します。

また、この契約に関する個人情報、NOSAIが実施する他の共済のご案内のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2) NOSAIと国の二者間で個人情報共同利用します。

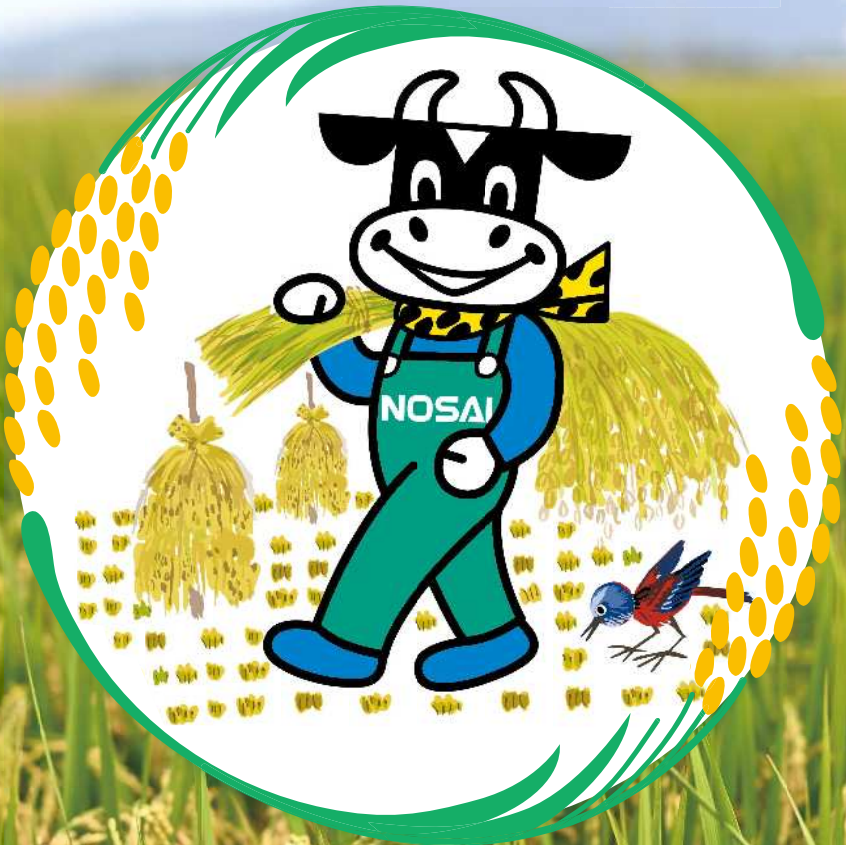
(3) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合には、必要範囲で個人情報第三者に提供することがあります。

### ■その他の事項

NOSAIは行政の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めています。かつ、無災害などにより財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払額が削減される場合があります。

※その他、岡山県農業共済組合定款・岡山県農業共済組合事業規程の全文についてはNOSAI岡山ホームページをご確認ください。  
<http://www.ok-nosai.or.jp>

# 水稲共済のご案内



## 加入できる人は?

県内に住所を有している方で、水稲・麦の耕作面積合計が10アール以上の方が加入できます。

※他共済にご加入いただいている場合は、この限りではありません。

## どんな災害が対象なの?

風水害や干害等の気象上の原因による災害および、病害、虫害、鳥獣害等が補償の対象です。

※農薬の誤散布などの薬害、車両の飛び込み、雑草の繁茂による生育不良等は補償の対象外です。

## 補償期間はいつまで?

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫をするまでです。

※収穫は適期に刈り取ることを指します。また、収穫した稲をほ場で乾燥する場合は、通常の乾燥時期に発生した災害に限り補償の対象となります。ほ場から搬出した場合には補償対象外となります。

安心のネットワーク  
**NOSAI 岡山**  
本  
岡山県農業共済組合  
〒700-8602 岡山市北区桑田町1-30  
TEL 086-224-5588(代)  
FAX 086-201-0133(代)  
<http://www.ok-nosai.or.jp>

支所	本所
収獲共済課	
電話番号	
086-230-5546	
郵便番号	
〒700-8602	
住所	
岡山市北区桑田町1-30	

支所	電話番号	FAX 番号	郵便番号	住所
岡山支所	086-277-5511	086-276-5556	〒703-8265	岡山市中区倉田436番地2
東備支所	0869-92-0404	0869-92-0506	〒709-0451	和気郡和気町和気438番地10
倉敷支所	0866-92-1771	0866-92-1801	〒719-1156	総社市門田85(JA倉敷支所2階)
井笠支所	0866-83-2600	0866-83-2650	〒714-1201	小田郡矢掛町矢掛2979番地1
高梁支所	0866-21-0350	0866-22-3456	〒716-0062	高梁市落合町近似267番地29
新見支所	0867-72-4455	0867-72-4465	〒718-0017	新見市西方423番地6
真庭支所	0867-44-5520	0867-44-5528	〒717-0023	真庭市江川1794番地1
津山支所	0868-36-7730	0868-36-6170	〒708-1205	津山市新野集567番地
勝美支所	0868-38-1240	0868-38-1244	〒709-4316	勝田郡勝美町勝岡田201番地

## 加入手続きはどうするの？

### ①NOSAIから郵送される「水稲共済加入申込書」

### ②お住まいの地域の再生協議会より配布される「営農計画書」

の2点をそれぞれ提出する必要があります。

※①はNOSAIに対して、②は地域再生協議会に対して提出します。

※水稲共済自動継続特約を付帯している方については、水稲共済加入申込書の代わりに、「水稲共済加入内容変更届出書」を同時期に郵送します。加入内容等の変更を希望しない場合は営農計画書のみを提出してください。水稲共済の加入は申込忘れのない自動継続特約の付帯がおすすめです。

水稲共済加入申込書はNOSAIより2月上旬頃郵送します。

営農計画書は2～3月に順次配布されます。

それぞれ指定の期日を順守してご提出してください。

営農計画書に記載の作付内容が水稲共済の加入内容となるため、必ず記載内容を確認し、内容変更の有無にかかわらず必ず提出をするようお願いします。

## 引受方式について

### ●あなたにぴったりの方式を見つけて水稲共済に加入しましょう！

令和4年以降、従来の一筆方式が廃止され、一筆ごとの補償から農家の収穫量全体に対する補償へと変わりました。補償割合も高くなり、大災害に対して十分に備えることができます。

方式名	最高補償割合	補償内容・加入要件	10アールごとの掛金目安
半相殺方式	8割 <small>7割・6割を選択することも可能</small>	耕地ごとの基準収穫量の総計に対して、2割を超える被害がある場合に2割を超えた部分を補償します。 加入要件はありませんので、どなたでもご加入いただけます。	355円
全相殺方式		農家ごとの過去5か年の収穫量に基づく基準収穫量に対して、1割を超える被害がある場合に1割を超えた部分を補償します。 乾燥調製を全量JA等に委託しており収穫量が把握できる方、または税務申告(青色申告、白色申告どちらでも可)書類およびその関連書類で収穫量が把握できる方がご加入いただけます。	491円
品質方式	9割 <small>8割・7割を選択することも可能</small>	農家ごとの過去5か年の収穫量・品質に基づく生産金額に対して、収穫量が減少し、1割を超える生産金額の減少がある場合に1割を超えた部分を補償します。自然災害や鳥獣害だけではなく、等級が下がったことによる損害も補償対象です。 最近5か年、JA等に概ね全量を出荷しており等級が把握できる方、または青色申告書類およびその関連書類で収穫量・等級が把握できる方がご加入いただけます。	510円
地域インデックス方式		国が公表する市町村単位の統計単収が平年比の1割を超える被害がある場合に1割を超えた部分を補償します。加入要件はありませんので、どなたでもご加入いただけますが、個人ごとの被害状況に基づいた共済金のお支払いとならないためご注意ください。	162円

※上記掛金目安は、10アール当たりの収量が500kg、主食用米単価第1位(令和4年産実績・農林水産省より毎年告示)を選択、一筆半損特約ありの場合の標準料率を用いています。品質方式にあつては、10アール当たり基準生産金額100,000円、一筆半損特約ありの場合で計算しています。この掛金は農家ごとの過去の共済金受取実績等により変動します。なお、地域インデックス方式は岡山市の過去平均単収・料率を用いています。

## 損害評価について

8月上旬よりNOSAIから作付耕地の一覧が記載された損害評価野帳を郵送します。

被害申告をされる場合、必ず収穫前の現地調査が必要です。

収穫後に減収があったことが判明しても、被害申告がなかった場合、共済金はお支払いできません。

方式名	損害評価方法	共済金支払時期
半相殺方式	被害申告する耕地について、加入者本人が10アールあたりの収穫量を申告していただきます。 申告のあった被害耕地について、一部を抽出して損害評価員等が検見により調査収量を決定します。抽出されなかった被害申告耕地については、実際に検見をした耕地の調査収量と、その耕地について申告いただいた収量との乖離率により、調査収量を算定し、減収の有無を算定します。 また、検見後に、一部の耕地について実測調査(坪刈り)をする場合がありますので、ご了承ください。	収穫年の12月末ごろ
全相殺方式	被害申告のあった耕地について、NOSAIが被害状況を確認します。 実際の収穫量については、JA等の乾燥調製結果に係る資料または、税務申告(青色申告または白色申告)書類およびその関連資料に基づき把握し、減収の有無を算定します。	JA等の資料による場合 →収穫翌年の2月末ごろ  税務申告書類による場合 →収穫翌年の5月ごろ
品質方式	被害申告のあった耕地について、NOSAIが被害状況を確認します。 実際の収穫量および等級については、JA等から提供を受ける出荷資料または、青色申告書類およびその関連資料に基づき把握し、収穫量及び生産金額の減少の有無を算定します。	※JA等の資料による場合であっても一部、お支払いが収穫翌年の5月ごろになる場合があります。
地域インデックス方式	被害申告のあった耕地を農家ごと、市町村ごとに1筆抽出し、被害状況を確認し、該当年産の市町村ごとの統計単収に基づき減収の有無を算定します。	収穫翌年の2月末ごろ

### ⚠️ ご注意ください、必ず守ってください

- ※現地調査は地域の損害評価員の協力のもと行っております。  
急な被害申告はお受けできない場合があるため、必ず損害評価野帳の提出期限を守って被害申告をしてください。
- ※移植不能(発芽不能)や、やむを得ない鋤込等の必要が発生した場合には速やかにNOSAIにお問い合わせください。
- ※対象となる災害以外の原因による減収(管理粗放、雑草の繁茂など)がある場合には分割評価を適用し、お支払いする共済金を減額する場合があります。

### 一筆半損特約で さらなる補償の充実を！

一筆半損特約を付帯することで、耕地1枚ごとの50%を超える被害に対して、一律50%の被害があったとみなし、収量の20%相当の共済金をお支払いします。  
(各方式最高補償割合に加入の場合)  
少ない掛金で付帯できるので、付帯することをおすすめしています！

青色申告をしている方は収入保険をおすすめします！  
自然災害だけでなく、価格低下による収入減少も補償できます！

収入保険に関するご質問や掛金のお見積りなどについてもNOSAIにお問い合わせください。